【延長保証規約】

本書は、本書に記載された新品商品(以下「本商品」といい中古品・デッドストック品は除きます)につき、延長保証期間中に故障が発生した場合、当社保証書に記載されている内容および以下の条項に基づいて、当社が無料修理を行うことをお約束するものです。

修理に要する運賃掛りにつきまして、一部ご負担いただく場合があります。
また、修理は原則的にメーカー及び輸入代理店が供給する純正部品を使用いたしますが、供給が中止、その他の理由により入手できない場合は代替部品を使用することがあります。

1.延長保証期間中に本商品を注意書に従った正常な使用状態で本商品の内装部品に故障が生じた場合は当社に修理をご依頼下さい。
なお、当社の了解を得ずに当社以外に直接修理を依頼された場合、本保証の対象となりません。

2.次の場合は、当社にすみやかにご連絡下さい。(変更があった場合、1ヶ月以内を目処にご連絡下さい。)
(1)延長保証期間終了前に氏名あるいは電話番号の変更があった場合。
(2)延長保証期間終了前に第三者へ本商品を譲渡または贈呈された場合。
(3)本商品に対する代替品がメーカーより提供された場合。
前各項に関してご連絡いただけない場合は延長保証期間中であっても、
本保証の対象とならない場合がございますのであらかじめご了承下さい。

3.本保証による 1 回の修理料金(税込)が本商品のご購入金額(税込)の 100%を超過する場合は修理を行わず、ご購入金額(税込)の範囲内での同機種または同等品が代替品として提供され本保証は終了します。
(1)超過した修理費用をお客様が自己負担して修理を続行することも可能ですが、その場合も本保証は終了となります。
(2)代替品が提供される場合、法令に則った製品処分に掛かる廃棄費用が発生する場合は保証の対象外となります。

4.次の場合は、延長保障期間中でも本保証の対象とはなりません。
(1)対象商品の購入金額が 1,500,000 円(税込)を超える場合。
(2)本延長保証書のご提示がない場合、あるいは当社で延長保証の加入確認ができない場合。

(3)延長保証書に必要事項の記載がない場合、または記載された字句が書き替えられたり、書き加えられたりした場合。
(4)記載された商品が延長保証規定の対象商品でない場合。
(5)本商品の当社発行の通常保証書において定める保証期限内の故障または損傷。
(6)修理見積時に見積費用が発生する場合、見積費用は本保証の対象外となります。
(7)直接的、または間接的であるかを問わず、次に掲げる事由によって生じた本商品の故障または損傷。
不適切な使用(落下・衝撃・水漏れ・水没・電池漏液等)または維持、管理の不備によって生じた故障、錆、カビ、傷等。使用上の誤り(取扱説明書記載以外の使用)、または純正部品以外の部品を使用した修理および改造・変造。
ご使用中に生じる下記に該当する部品の外観上の変色・損害・傷・汚れ(ケース・ベゼル・ブレスレット・クラスプ・風防・サファイアクリスタルガラス・リューズ・プッシュボタン・文字盤・デイトダイヤル・デイダイヤル・ムーンダイヤル・時計・分針・秒針・その他針。及びケース・ベゼル・ベルト・ブレスレット・文字盤などに配置された飾りネジ・ダイアモンド等の装飾品)。
外的要因による損害・故障(衝撃・帯磁・薬品・錆)電池切れ・電圧低下による時間の差異。
具体的な故障症状が見られない場合の調整・修理・分解清掃。
精度が当社基準内の場合においての調整・分解清掃は保証対象外となります。
当社基準.クォーツ式腕時計の場合、月差±20 秒
当社基準.機械式クロノメーター認定ムーブメントの場合、日差-4 秒～+6 秒
当社基準.機械式ムーブメント(クロノメーター非搭載)の場合、日差-20 秒～+40 秒前後
※上記は安定的なご使用環境・条件下における実測値についてのみ有効です。
日本国内において輸入代理店が部品の供給を行わない、または修理サービスを行っていない場合。
海外修理が必要な場合。
保証対象修理としてお預かりし、修理会社によって上記事項により保証対象外と判断された場合。
地震・噴火・津波・地盤変動・地盤沈下・風害・水害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害。
火災・落雷破裂・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由。
本商品のメーカーがリコール宣言を行った後のリコール原因となった部位にかかる本商品の修理。
修理のご依頼が延長保証期間の末日後になされた場合。

6.本保証は原則として解約できませんが、クーリングオフ期間(商品の到着日を含んで 8 日

間)のみは解約を認め保証料の金額を返済いたします。

7.当社は本商品のメーカー、輸入者ではなく、製造物責任法第３条（ＰＬ法）の責に任ずるものではありません。

8.本保証は日本国内においてのみ有効です。(保証書は日本語のみとなります。)

9.故障および損害の認定等について当社と使用者の間で見解の相違が生じた場合は当社を通じて中立的な第三者の意見を求めることがあります。
延長保証期間は、商品のご購入日あるいは商品お届け日より 1 年の当社保証期間が終了した日の翌日から始まり、各商品と同時ご購入をされた延長保証期間の満了日に終了します。